松戸市教育支援委員会条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市教育支援委員会条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。 令和4年2月24日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

児童・生徒を取り巻く環境の複雑化に対応するための教育委員会組織改編に 伴い、教育支援委員会の庶務を処理する部署を変更するため。

松戸市教育支援委員会条例の一部を改正する条例

松戸市教育支援委員会条例(昭和54年松戸市条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に 改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「(削除)」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(庶務)	(庶務)
第9条 委員会の庶務は、 <u>松戸市教育研究所</u> におい	第9条 委員会の庶務は、 <u>学校教育部学習指導課</u> に
て処理する。	おいて処理する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。